

第 5 次福岡市子ども総合計画

目標 3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長
(協議資料)

施策 10 子ども家庭支援体制の充実

これまでの取組と成果

- ◆こども総合相談センターの児童福祉司や児童心理司を増員し、児童虐待に関する相談・通告を含む相談受理件数の急激な増加に対応するなど、専門的・総合的な介入・支援の充実に取り組みました。
- ◆子ども家庭支援センターを増設し、家庭からの相談や区役所等の関係機関からの紹介による相談など様々な相談に対応できる支援体制の充実に取り組みました。

現状と課題

- ◆区役所、子ども家庭支援センター、こども総合相談センターなどの相談窓口には、子育ての悩み、養育困難、児童虐待、ひきこもりなど、子どもに関する様々な相談が寄せられています。区やこども総合相談センターの面接相談件数は年々増加しており、子ども家庭支援センターの相談件数も開設初年度（H25）の約5倍に達するなど、子育て家庭の相談ニーズは非常に高い状況にあります。
- ◆こども総合相談センターでは、養護相談や障がい相談が集中・増加する一方で、児童虐待など緊急性の高い重篤な事案への対応が求められています。一般的な子育ての悩みに関する相談から専門的・介入的な支援を要する相談まで、増加するすべての相談に的確に対応するためには、より市民に身近な区役所や子ども家庭支援センターなどの市の相談機関全体の体制強化や、役割分担などが必要となります。

取組の方向性

- ◆子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させるとともに、電話による相談や通告の内容を一本化し、それぞれに対応した機関等に引き継ぐ、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備します。
- ◆全ての区に子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童相談所と区役所の機能分化を推進するとともに、身近な場所での在宅支援を強化し、児童虐待の発生・再発の予防などに取り組みます。
- ◆子ども家庭総合支援拠点においては、子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）などと連携し、子どもや家庭を支える地域づくりを推進します。
- ◆子ども家庭支援センターを増設し、専門的な通所相談機能を強化します。
- ◆こども総合相談センターの体制強化により、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援を充実させます。

(1) 子どもを支える校区の支援体制の充実

- 子ども家庭総合支援拠点において、子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）、民生委員・児童委員や主任児童委員、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校などの各機関や、居場所づくり等の地域活動に関わる住民と連携し、より身近な場所で子どもや家庭に寄り添い、課題を早期に把握し、支援できる地域づくりを推進します。

- 学校においては、スクールソーシャルワーカー、登校支援が必要な児童生徒に専任で対応する教員、養護教諭その他の教職員、スクールカウンセラー等が十分に連携し、子どもや家庭に関する課題の早期発見・早期対応に努め、地域や行政と連携して、深刻化を防止します。

(2) 区子ども家庭総合支援拠点の整備（区役所の相談支援体制強化）

- 区役所における在宅支援体制を強化して各区に子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童相談所から区役所への在宅支援機能の移管、児童相談所と区役所の機能分化を推進します。
- 子ども家庭総合支援拠点においては、身近な場所における子ども等の相談対応から通所、在宅支援サービスによる専門的な支援までの継続的なソーシャルワーク機能を強化するとともに、要保護児童支援地域協議会、子育て世代包括支援センター、こども総合相談センター、子ども家庭支援センター等と連携し、養育状況の深刻化や児童虐待の発生・再発の予防に取り組むなど、子ども家庭に関する福祉的・心理的な専門性を活かした相談・支援を行います。

(3) 子ども家庭支援センターの充実

- 子ども家庭支援センターを増設して専門的な通所相談機能を充実させ、こども総合相談センターや各区子ども家庭総合支援拠点などと連携しながら、子どもや子育てに関する相談に対応します。

(4) 児童相談所機能の強化

- 児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援に取り組むため、児童福祉司や児童心理司などの増員や専門性の強化、医師、保健師、弁護士配置など、必要な体制を確保していきます。
- 子どもの状況に応じた一時保護の環境づくりを進めるため、こども総合相談センターの一時保護所の小規模化などケアの質を向上させるとともに、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置、里親等への委託など、一時保護の地域分散化を進めます。
- 児童虐待等の深刻な問題に対応するため、必要に応じて一時保護、里親委託・施設入所等の措置を実施し、社会的養護に関わる関係者（里親、乳児院、児童養護施設、フォスターリング機関（里親養育包括支援機関）等の民間団体など）とともに、家庭の養育機能の獲得や回復、親子関係の再構築、子どもの自立支援などに取り組みます。

(5) 電話相談・通告窓口の一元化

- 問題が深刻化する前に子どもや保護者が気軽に相談できるよう、24時間の電話相談や女の子専用の電話相談などの総合相談窓口としての機能を引き続き充実させるとともに、電話による相談・通告の内容や相談者のニーズに応じて適切な機関等に引き継ぐ振り分け機能（一元的相談・通告窓口）を整備します。

(6) 被害に遭った子どもなどへの支援

- 事件や事故に遭遇した子どもの心のケアを図るため、学校、こども総合相談センターなどの機関が連携し、被害を受けた子どもやその家族などを支援します。

主な事業

貧困の状況にある子どもを支えるネットワーク構築事業（施策 13 再掲）

区子ども家庭総合支援拠点 区子育て支援推進事業 家庭児童相談室

要保護児童支援地域協議会（要支協）（施策 11 再掲）

子ども家庭支援センター こども総合相談センター 被害に遭った子どもの支援

施策 11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

これまでの取組と成果

- ◆家庭での養育が一時的に困難な場合に子どもを預かる子どもショートステイについて、利用ニーズの増加に対応して受け入れを拡大するなど、育児不安や養育困難の深刻化を予防する支援の充実に取り組みました。
- ◆医療機関を対象に児童虐待に関する相談窓口を設置し、また、各医療機関が関わった児童虐待の事例を相互に検討する機会を充実させるとともに、養育状況を確認できない全ての子どもの家庭訪問を実施するなど、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。
- ◆区子育て支援課に対し、支援に関する助言等を行うスーパーバイザーを派遣するとともに、児童相談所、区役所、学校の職員などが参加する合同の研修を実施するなど、児童虐待に対する対応力の向上に取り組みました。

現状と課題

- ◆児童相談所における児童虐待相談対応件数は5年連続で増加し、平成25年度の4倍を超えており、夫婦間暴力（DV）の目撃を含む心理的虐待や身体的虐待に関する相談・通告が増加するとともに、放任虐待（ネグレクト）に関する相談・通告も依然として高い状況にあります。個々の相談の内容は複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向があります。
- ◆福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）によると、家庭での子どもへのしつけに関し、母親では32.5%、父親では40.0%の保護者が体罰を容認する考えをもっており、体罰によらない養育の社会的な浸透が課題となっています。

取組の方向性

- ◆一人ひとりの子どもが、家庭において、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させます。
- ◆区役所・要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取り組みを社会全体で推進します。
- ◆体罰によらない子育ての啓発や養育スキル獲得の支援などによる児童虐待の予防や再発防止に取り組みます。

(1) 在宅支援サービスの充実などによる未然防止の強化

- 区役所においては、産科医療機関と連携した妊娠期からの支援や、産後早期の支援、生後間もない乳児がいる家庭を対象とした子育て教室などを実施するとともに、母子保健訪問指導、乳幼児健康診査などの機会を捉えて、育児不安が強い家庭や子どもの養育が困難な状況にある家庭の把握、支援に取り組みます。
- こども総合相談センターや区役所などにおいて、保護者が暴力に頼ることなく子どもの発達段階に応じて適切に関わるためのペアレントトレーニング等を実施します。

- 子育て家庭のニーズが高い子どもショートステイについて、乳児院や児童養護施設に加え、身近な地域での受け入れ先として里親等を活用するなど、量の見込みに応じた利用枠の確保を計画的に進めるとともに、子ども家庭支援センター等による受け入れ先のマッチングを行うなど、育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防に取り組みます。
- 要保護児童の保護者が利用しやすい養育支援訪問事業（育児・家事援助型）の拡充や要保護児童等に対する訪問相談支援を実施するとともに、乳児院等による産前産後の予防的な支援を行うなど、家庭での養育困難を防止するための支援サービスを充実させます。
- 地域では、民生委員・児童委員による赤ちゃん訪問や、乳幼児と保護者が自由に過ごせる子育て交流サロンの開設など、乳幼児とその家庭を支える取組みを推進します。

(2) 関係機関の連携による支援や啓発

- 要保護児童支援地域協議会において、福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者などが連携し、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の協議などを行い、互いに連携しながら、きめ細かな支援を行います。
- 地域では、スクールソーシャルワーカー、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などが中心となって、困難を抱える子ども家庭を身近な場所で見守り、支援するためのネットワークの構築、関係機関との連携に努めます。
- 社会全体で子どもを見守る取組みを進めるため、市をはじめ、子どもに関係するさまざまな機関や団体が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた広報・啓発活動を展開します。

(3) 早期発見・早期対応

- 休日や夜間において、必要な場合に家庭を訪問し、子どもの安全確認等を行う体制のさらなる充実や、養育環境を確認できない子どもの家庭訪問に取り組みます。
- 児童虐待の早期発見が可能な医療機関、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校（スクールソーシャルワーカー等）、民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、警察などと、こども総合相談センターや区役所が、日ごろの業務や研修の機会を通じて相互理解を深め、必要な連携を行い、子どもと家族に支援を届けます。
- 医療機関を対象に児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、各医療機関が関わった虐待の事例を相互に検討するなどの取組みを行い、医療機関における児童虐待への対応力の向上を図ります。
- 配偶者やパートナーからの暴力（DV）による子どもへの心理的虐待について、配偶者暴力相談支援センターなどとの連携をさらに深め、早期の対応を行います。

(4) 再発防止と重篤事例の検証

- 児童虐待の再発を防止するため、こども総合相談センターや区役所、子ども家庭支援センターにおいて、被害を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などを継続して行います。

- 保護された子どもと保護者の親子関係の再構築を支援するため、保護者へのカウンセリングや親子プログラム等を実施します。
- 虐待による死亡など、子どもが著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合は、福岡市こども・子育て審議会の権利擁護等専門部会において検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。

主な事業

妊婦健康診査・乳幼児健康診査・母子保健指導（施策1再掲） 児童虐待防止事業
子どもショートステイ（子育て短期支援事業）
虐待防止等強化事業（養育支援訪問事業等） こんにちは赤ちゃん訪問事業（施策3再掲）
要保護児童支援地域協議会（要支協） 子ども虐待防止活動推進委員会
子育て見守り訪問員派遣事業 虐待防止緊急総合対策関連事業 他機関連携強化事業
児童虐待防止医療ネットワーク事業 DV相談・支援推進事業
措置児童の家庭移行支援事業

施策 12 ひとり親家庭の支援

これまでの取組と成果

- ◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業や高等学校卒業程度認定資格合格支援事業を開始するとともに、養育費セミナーを開催するなど、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組みました。
- ◆児童扶養手当の多子加算を増額するとともに、未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用の対象事業を拡大するなど、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。

現状と課題

- ◆福岡市ひとり親実態調査によると、福岡市においてひとり親家庭の約9割を占める母子家庭は増加し続けており、平成28年度の実態調査では、母子家庭の45%が年収200万円未満であるなど、引き続き経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭への支援が求められています。
- ◆同調査(平成28年度)によると、母子家庭の10.1%が未婚であり、他のひとり親家庭と同様の負担軽減策が求められます。
- ◆福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成30年度)によると、ひとり親家庭の保護者はフルタイムへの転職希望割合が高く、就業の支援が求められています。
- ◆同調査によると、ひとり親家庭では、日頃「子どもとの時間が十分にとれない」、子どもと一緒に過ごす時間が「不足している」と感じる割合が高く、子どもだけで過ごす時間が長い傾向にあり、保護者と子どもが接する時間の確保を支援することや、放課後等に子どもが大人と関わる場や居場所を提供することが課題となっています。
- ◆同調査によると、自宅での子どもの学習習慣が身に付きにくい傾向もみられ、その支援も課題となっています。

取組の方向性

- ◆ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実や利用促進に取り組みます。
- ◆貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

(1) 身近な相談支援体制の充実と利便性向上

- より多くのひとり親家庭が、身近な場所で相談でき、自立支援プログラム、自立支援給付金、養育費確保支援、日常生活支援事業などの各種給付制度やサービスを手軽に利用できるよう、区役所、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談体制を充実し、情報発信や連携を強化します。

(2) 子育て・生活の支援

- ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進、子どもショートステイの実施などにより、ひとり親家庭の子育てや、仕事と子育ての両立を支援します。
- 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが能力を最大限に伸ばすことができるよう、教育委員会などの関係部局と連携し、就学や学習の支援、教育費の援助、進学への支援などに取り組みます。(施策 13 再掲)
- 食事などを通じて大人と関わる場や体験の機会を得られる居場所づくりを行う団体や地域活動を支援します。(施策 13 再掲)

(3) 就業や自立の支援

- ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設として、ひとり親家庭支援センターにおいて、公共職業安定所、市の関係部署と連携し、相談から就業まで一貫した支援を行います。
- ひとり親家庭の保護者の就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。

(4) 経済的支援

- 経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、市営住宅の優先入居など、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。
- 子ども施策の各種利用料等の算定において、未婚のひとり親に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。

(5) 養育費の確保

- 子どもの養育に対する責務は両親にあるため、離婚した配偶者からの養育費の取得に関する啓発を行うとともに、ひとり親家庭支援センター等において法律面の相談の場を提供します。

主な事業

家庭児童相談室(施策 10 再掲) ひとり親家庭支援センター(就業相談など)
男女共同参画推進センターにおける相談 母子生活支援施設における自立支援
ひとり親家庭ガイドブック ひとり親家庭等日常生活支援事業
子どもショートステイ(子育て短期支援事業)(施策 11 再掲)
子どもの食と居場所づくりに対する助成(施策 13 再掲)
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 自立支援教育訓練給付金事業
高等職業訓練促進給付金等事業 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
児童扶養手当 市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居(施策 13 再掲)
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ひとり親家庭等医療費助成
寡婦(夫)控除のみなし適用

施策 13 子どもの貧困対策の推進

これまでの取組と成果

- ◆生活自立支援センターに子ども支援員を配置し、関係機関と連携して生活困窮世帯の支援に取り組みました。
- ◆生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問や面談を通じて自立に向けた支援に取り組むとともに、不登校等で社会的な繋がりがなく学習が遅れている子どもの支援にも取り組みました。
- ◆いわゆる子ども食堂を運営する団体等に対する助成や運営等の支援を開始するとともに、その運営団体を中心とした地域のネットワークづくりのための研修会を開催するなど、貧困等の困難な状況にある子どもを地域で支える活動の支援に取り組みました。
- ◆児童扶養手当の多子加算の上限額を増額するとともに、未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用の対象事業を拡大するなど、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。(施策 12 再掲)

現状と課題

- ◆生活保護世帯の子どもの高校等進学率は全世帯に比べて低い状況にあります。また、福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成 30 年度)によると、世帯収入が低い世帯では、全世帯に比べて
- ◆子どもの自宅学習の習慣が少ない状況にあり、貧困の状況にある子どもに対する学習支援が課題となっています。
- ◆放課後に子どもだけで過ごす割合が高く、放課後等に子どもが大人と関わる場や居場所、体験の機会を地域や社会全体で提供することが求められています。
- ◆子育てに関して不安や負担を感じる割合が高い一方で、気軽に相談できる人が少ない傾向にあり、子育てに関する相談体制や情報提供を充実させる必要があります。

取組の方向性

- ◆子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子どもひとり一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- ◆子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。

(1) 子どもの学習支援の推進

- 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが能力を最大限に伸ばすことができるよう、教育委員会などと連携し、就学や学習の支援、教育費の援助、進学への支援などに取り組みます。

(2) 地域の居場所と関わりの充実

- 食事などを通じて大人と関わる場や体験の機会を得られる居場所づくりを行う団体や地域活動を支援します。
- 居場所づくりを行っている団体や地域活動を中心に、保育所や学校、相談機関などの関係機関がつながり、子どもや家庭が抱える困難を早期に把握し、支援できる地域ネットワークの構築に取り組みます。

(3) 中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援（施策8再掲）

- 中学校卒業や高等学校等の中退・卒業をきっかけに、困難な状況にある若者に対する支援が途切れることがないように、スクールソーシャルワーカー等の支援者と若者支援に取り組む関係機関・団体、社会的養護に関わる職員・施設、高校、県の若者自立相談窓口などが連携し、若者の社会的つながりや社会参加、自立の支援に取り組みます。

(4) 保護者に対する養育支援・相談支援

- 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者が抱える生活上の様々な課題に関する相談・支援、子どもの社会的・経済的自立につながる支援に取り組みます。
- 困難な状況にある子どもと保護者が社会的な孤立に陥ることがないように、スクールソーシャルワーカー等の学校職員、生活困窮世帯や生活保護世帯の支援やひとり親家庭の支援に関わる職員、子ども・子育ての相談に関わる職員・施設などが連携し、子育てや生活上の課題、経済的な援助や法的手続、就労に関することなど、様々な相談ニーズに対応します。
- 身近な地域における子育て支援の充実（施策3再掲）、子ども家庭支援体制の充実（施策10再掲）、児童虐待防止対策と在宅支援の強化（施策11再掲）に取り組みます。

(5) 保護者に対する就業支援・経済的支援

- ひとり親家庭の保護者の就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。（施策12再掲）
- 家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて、各種手当の支給や助成などの経済的な支援を行います。
- 子ども施策の各種利用料等の減免を図るなど、支援を要する子どもや保護者が利用しやすいサービスの構築に取り組みます。

主な事業

高校進学支援プログラム ふれあい学び舎事業 地域学び場応援事業
就学援助 福岡市教育振興会奨学金 進学準備給付金 特別支援教育就学奨励費
子どもの食と居場所づくりに対する助成 貧困の状況にある子どもを支える地域
ネットワーク構築事業 子ども・若者支援地域協議会（施策8再掲）
福岡市生活自立支援センター 子どもの健全育成支援事業（相談・学習） スクール
ソーシャルワーカー活用事業（施策8再掲） 社会的養護自立支援事業（施策14再掲）
市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居
児童扶養手当・寡婦(夫)控除のみなし適用などひとり親家庭への支援（施策12再掲）
実費徴収にかかる補足給付事業

施策 14 社会的養護体制の充実

これまでの取組と成果

- ◆子どもに関わるNPOと共働して里親制度の普及・啓発や里親に対する支援を実施するとともに、乳幼児里親リクルート事業による乳幼児専門の里親の開拓・養成、ファミリーホームの拡大に取り組んだ結果、里親等委託率は目標値（40%）を上回る47.9%となるなど、社会的養護を必要とする子どもに対する家庭養育の推進に取り組みました。
- ◆児童養護施設等の小規模化を進めたほか、児童心理治療施設を設置するなど、社会的養護を必要とする子どもに対する適切なケアを提供する環境づくりに取り組みました。
- ◆自立援助ホームを増設し、施設や里親等への措置を解除された子どもなどに対する自立支援の充実に取り組みました。

現状と課題

- ◆さまざまな事情で社会的養護が必要になった子どもを家庭と同様の環境で養育するため、里親やファミリーホームによる家庭養育を推進してきた結果、里親等委託率は大幅に上昇するとともに、乳児院と児童養護施設の入所児童数は年々減少しています。
- ◆登録里親数の継続的な確保とともに、里親養育に対する支援の充実が求められています。
- ◆乳児院・児童養護施設を家庭的な養育環境に近づけるため、施設の小規模化を進めていますが、さらに家庭に近い養育や被虐待児童等へのきめ細かなケアを実現するため、家庭や地域の身近な場所に地域分散化された施設の整備を進める必要があります。また、施設の専門性を活かし、地域の子どもや保護者、里親などの家庭を支援する機能への転換が求められています。
- ◆里親・施設等への措置期間が長期化しないよう、子どもが法的に永続性を保障された家族をもつ権利を早期に確保するための支援（親子関係再構築や家庭復帰、家庭復帰後の生活維持、親族等による養育、養子縁組などの支援）が課題となっています。

取組の方向性

家庭養育優先原則（児童福祉法第3条の2）に従い、

- ◆子どもが、早期に、法的に永続性を保障された家族のもとで養育されるよう、こども総合相談センター、区役所、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）、里親、社会的養護関連施設などが連携し、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族による養育や特別養子縁組への移行支援に取り組むとともに、若者に関する施策や支援機関とも連携し、里親や社会的養護関連施設から社会へ自立する子どもの支援を強化します。
- ◆社会的養護を必要とする子どもを、家庭と同様の養育環境で養育できるよう、継続的な里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などに取り組みます。
- ◆小規模かつ地域分散化された乳児院・児童養護施設や職員体制の整備など、さまざまな子どものニーズに応じた養育を提供できる社会的養護体制の充実を図るとともに、乳児院・児童養護施設等が地域の子ども家庭や里親家庭を支援するための機能転換等を推進します。

(参考)



出典：平成31年4月 厚生労働省『社会的養育の推進に向けて』

(1) 家庭支援・親子関係再構築支援の充実

- 里親や社会的養護関連施設に措置された子どもが、可能な限り早期に、家族とともに暮らすことができるよう、措置権者であるこども総合相談センターは、区役所、子ども家庭支援センター、里親、フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)、児童養護施設などとともに、家庭の生活安定や養育力向上のための支援、親子関係の再構築に向けた交流の支援、虐待を行った保護者が暴力に頼ることなく子どもの発達段階に応じて適切に関わるための支援、親族による養育への移行支援などを実施します。
- 家庭に復帰した子どもの養育が適切に維持されるよう、こども総合相談センターや区役所、子ども家庭支援センター、NPO その他の支援機関が連携し、虐待の再発防止、良好な親子関係の維持などのための相談支援に取り組みます。

(2) 里親リクルートと里親等養育の推進

- 里親による養育を必要とするすべての子どもを里親に委託できるよう、里親のリクルートから委託後の支援までを包括的に行うフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)への委託事業を拡大するとともに、引き続き、里親制度の啓発に取り組みます。
- こども総合相談センターやフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)において、里親の登録前から登録後まで、里親が置かれた各段階に応じた研修等を実施するとともに、子どもを受託した後の養育に関するきめ細かな支援などを充実させます。

(3) 養子縁組への移行支援と養子縁組後の支援

- 里親や社会的養護関連施設に措置された子どものうち、家庭復帰が困難な子どもに対しては、こども総合相談センターが中心となり、可能な限り早期に養子縁組による新しい家族を確保するための支援に取り組みます。
- 養子縁組をした親子が良好な関係を築き、子どもが養親のもとで心身とも健やかに成長できるよう、真実告知(「育ての親」であることを伝えること)などに関する研修・支援、思春期前後の困難に対する相談・支援、養子縁組家族同士の交流促進など、養子縁組後の継続的な支援に取り組みます。

(4) 施設機能の向上・転換

- 多様なニーズ(ショートステイ、一時保護、自立援助など)にも対応できる小規模かつ地域分散化された地域小規模児童養護施設の設置、ケアニーズが非常に高い子どもを養育する本体施設の生活単位の小規模化(ユニット化)の実施、一時保護専用施設の設置などについて、必要な子ども数に基づく定員を適切に設定し、計画的な体制整備を促進します。

- 社会的養護が必要な子どものうちケアニーズが非常に高い子どもについては、児童心理治療施設で受け入れるとともに、必要に応じて通所を活用しながら、児童養護施設において専門的なケアを提供します。また、乳児院において、一時保護やショートステイを必要とする子どもを受け入れるとともに、医療的ケアを要する等の理由で里親委託が困難な乳幼児を養育します。
- 乳児院等は、産前産後の予防的な支援などの多機能な施設への転換を図ります。
- 社会的養護の質を確保するため、研修などにより社会的養護関連施設の人材育成に取り組めます。

(5) 自立支援策の充実と若者支援策との連携

- 里親や児童養護施設等からの措置解除を見据え、こども総合相談センターと里親、児童養護施設等が連携し、子どもの自立に向けた支援を計画的に行います。
- 自立援助ホームによる支援を充実させるとともに、里親や児童養護施設等から措置解除となる（なった）若者等に対し、社会的養護自立支援員、施設職員、若者支援に関わる機関・団体、当事者グループなどが連携し、社会的つながりの維持や社会参加、自立の支援に取り組めます。
- 各分野の支援機関の「縦と横のネットワーク」である子ども・若者支援地域協議会について、より実効的な連携体制や調整機能を強化することにより、困難を有する若者の社会的つながりや社会参加、自立を支援します。（施策8再掲）

主な事業

措置児童の家庭移行支援事業（親子関係再構築支援等）
 児童虐待防止事業（MY TREEペアレンツプログラム等）
 里親制度推進事業 民間フォスタリング機関（乳幼児里親リクルート事業等）
 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化及びケア単位の小規模化
 乳児院・児童養護施設の多機能化（乳児院多機能化推進事業等） 児童心理治療施設
 自立援助ホーム 社会的養護自立支援事業 子ども・若者支援地域協議会（施策8再掲）

施策 15 子どもの権利擁護の推進

これまでの取組と成果

- ◆いじめ等の未然防止や早期発見につなげるためのアンケートの実施、児童生徒が主体的に取り組む「いじめゼロサミット」の開催、保護者・地域等へのいじめ防止に関する啓発などに取り組む、児童生徒のいじめに対する意識（全国学力・学習状況調査）は高まっています。
- ◆こども総合相談センターの児童福祉司や児童心理司の増員、医療機関を対象とした児童虐待に関する相談窓口の設置や研修の実施、区子育て支援課に対するスーパーバイザーの派遣、児童相談所、区役所、学校の職員などが参加する合同研修の実施など、重大な権利侵害である児童虐待に対する対応力を向上させるとともに、社会的養護に措置されている子どもの権利擁護のための啓発や相談支援の充実に取り組みました。

現状と課題

- ◆福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査（平成 30 年度）によると、子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合は 7 割を超えていますが、引き続き、社会のあらゆる分野において、すべての子どもの意見が尊重され、その「最善の利益」が優先して考慮される社会づくりが求められています。
- ◆学校では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にあります、学校ごとのいじめのとらえ方に差がみられます。
- ◆社会的養護に措置された子どもたちが意見を表明するための支援など、子どもの権利擁護を目的とした施策の充実が課題となっています。

取組の方向性

- ◆児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるよう、様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの意見を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した取り組みを進めます。
- ◆いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進します。
- ◆里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもたちが意見表明できる支援や仕組みづくりなどに取り組む、子どもの権利擁護を推進します。
- ◆外国にルーツをもつ子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認めあい、共に生きる心を育む環境づくりを促進します。

(1) いじめの防止・対応

- 各学校で、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組みを推進するとともに、引き続き、教員がいじめの定義を正確に理解し、積極的にいじめの認知を行うことで、いじめの未然防止、早期発見、即対応に取り組めます。

- 教育委員会と学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒が理解し、また、情報モラルを身に付けられるよう指導の充実を図ります。
- 学校サポーター会議の活用など、地域・家庭と連携したいじめ問題への対策を進めるとともに、より多くの大人が子どもの悩み等を受け止められる体制づくりに努めます。
- 学校や教育委員会、こども総合相談センター、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。

(2) 子どものアドボカシー（権利擁護、意見表明の支援、代弁など）の推進

- 社会的養護関連施設に一時保護や措置されている子どもの権利を擁護するため、一時保護所や児童養護施設等に対する第三者（行政や施設から独立した第三者）による評価を実施するとともに、里親や社会的養護関連施設に措置されている子ども専用の相談電話や冊子「権利ノート」の充実・活用に取り組みます。
- 子どものアドボカシーについて専門性を有する第三者（行政や施設から独立した第三者）が、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置されている子どもを定期的かつ積極的に訪問し、意見表明を支援するとともに、行政や関係機関に対して代弁等を行う仕組みをつくります。
- 児童相談所による一時保護や措置が子どもの意向と一致しない場合などには、福岡市こども・子育て審議会専門部会が子どもの意見を聴取し、児童相談所は審議の結果を踏まえた措置を行うなど、子どもの最善の利益を考慮した決定を行います。
- 親権者の不在などによって親権行使ができない状況にある場合、子どもの福祉のため、未成年後見制度を活用します。

(3) 子どもの権利の啓発と尊重

- 子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子ども自身はもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深められるよう、さまざまな機会を捉えて「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。
- 日本語指導が必要な児童生徒が、学校や地域においてコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援を行います。

主な事業

Q-Uアンケートの実施 いじめゼロプロジェクト

地域での人権教育の推進 学校・保育所などでの人権教育の推進

人権啓発センター事業の推進 子ども日本語サポートプロジェクト

◆目標3 事業目標

子ども・子育て支援法の必須項目

事業名（国事業名）		指数	R元年度末（実績）	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援事業 （養育支援訪問事業）	見込み （世帯数）	専門的相談支援	123 (H30年度末)	調整中				
		育児・家事援助	0					
	確保方策	専門的相談支援（支援員数）	77 (H30年度末)					
		育児・家事援助（受託団体数）	0					
子どもショートステイ （子育て短期支援事業）	見込み	支援人数（人）	2,342 (H30年度末)					
	確保方策	支援体制（人）	2,342 (H30年度末)					
乳児院、児童養護施設、一時保護施設、里親、ファミリーホーム								

※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

福岡市が独自に設定する項目

事業名	指数	現状値 R元年度末	目標値 R6年度末
子ども家庭総合支援拠点	設置数	0	調整中
子ども家庭支援センター	設置数	2	
要保護児童等に対する訪問相談支援	支援世帯数	0	
乳児院等多機能化推進事業	実施箇所数	0	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	利用時間数 （時間）	653 (H30年度末)	
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定	就職者数 （人）	81 (H30年度末)	
子どもの健全育成支援事業（相談・学習）	高校進学率	93.2% (H30年度末)	
子どもの食と居場所づくりに対する助成	補助団体数	27 (H30年度末)	
民間フォスターング機関（里親養育包括支援機関）が リクルートした里親の活用 ※（一時保護委託をした児童数＋措置をした児童数）×（利用日数）	里親利用数※ （人日）	1,815 (H30年度末)	
地域小規模児童養護施設	施設数	6	
児童養護施設等の生活単位の小規模化	施設数	2	
自立援助ホーム	施設数	3	

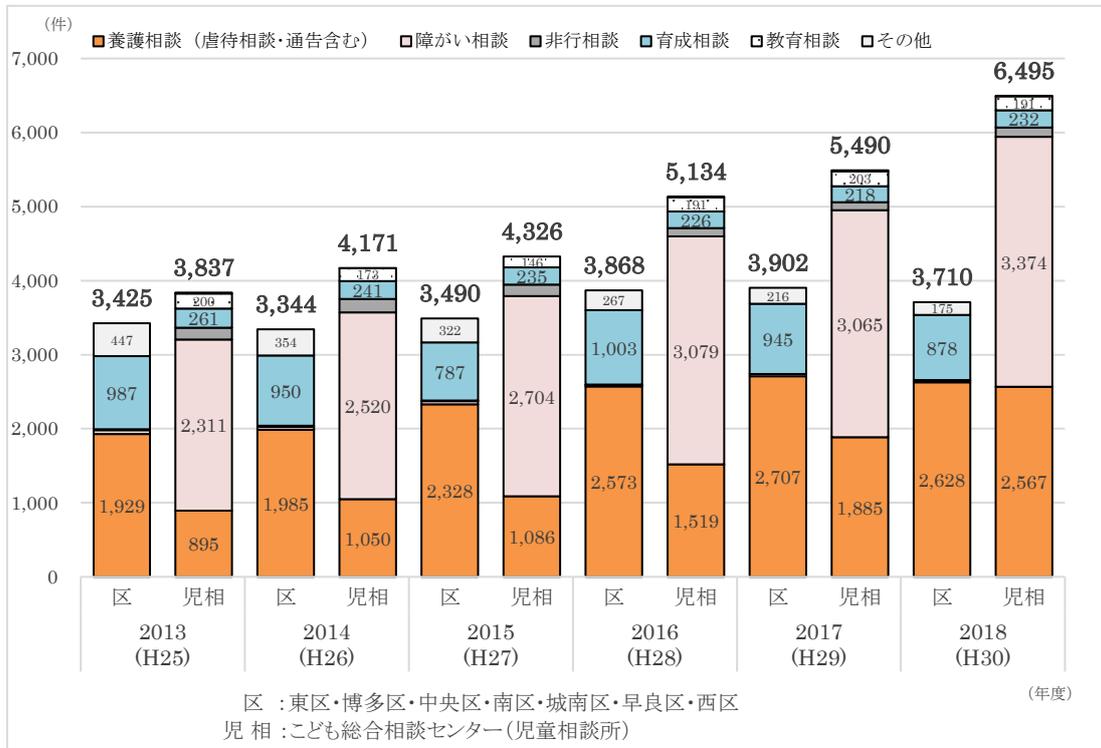
※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

◆目標3 成果指標

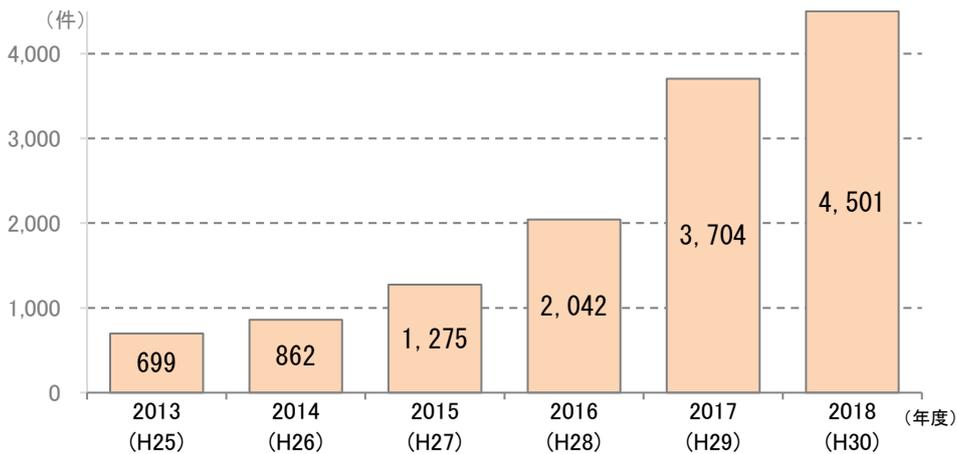
成果指標		現状値 R元年度末	目標値 R6年度末
子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると 感じる市民の割合 ※福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査		35.9% (H30年度)	50% (R4年度)
児童生徒の自尊感情の状況 「自分にはよいところがあると思う」の設問に対し、「当てはまる」 「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習調査	小6児童	85.3% (H30年度)	90%
	中3生徒	82.7% (H30年度)	87%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者 (乳幼児の保護者) ※福岡市子ども・子育てに関するニーズ調査		19.6% (H30年度)	調整中
里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童 のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)	乳幼児	60.3% (H30年度末)	
	学齢児	44.7% (H30年度末)	
子どもの権利が尊重されていると感じる市民の割合 ※福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査		75.0% (H30年度)	80% (R4年度)
いじめに対する意識 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対して、 「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査		96.6% (H30年度)	97%

◆目標3 関連データ

区役所及び子ども総合相談センターにおける相談受付件数(実人数)の推移

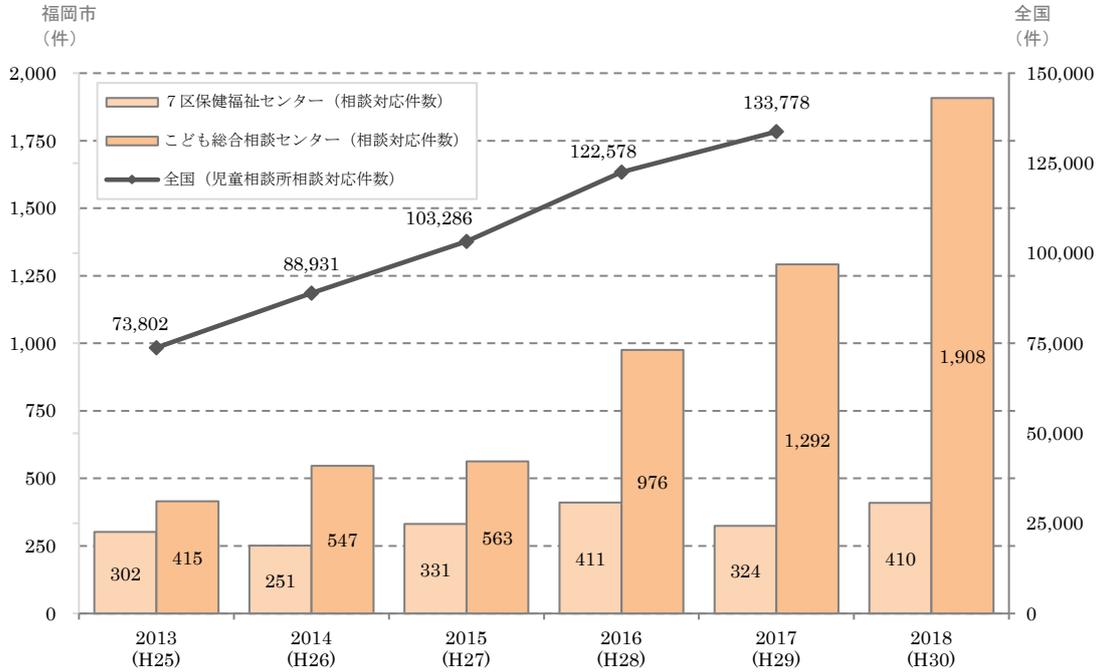


福岡市子ども家庭支援センターにおける相談件数(延べ件数)の推移

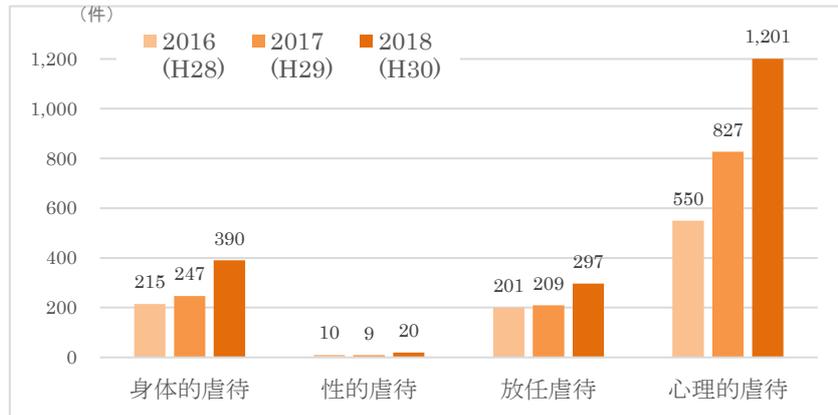


※H27.6月まで1か所, H27.7月より2か所

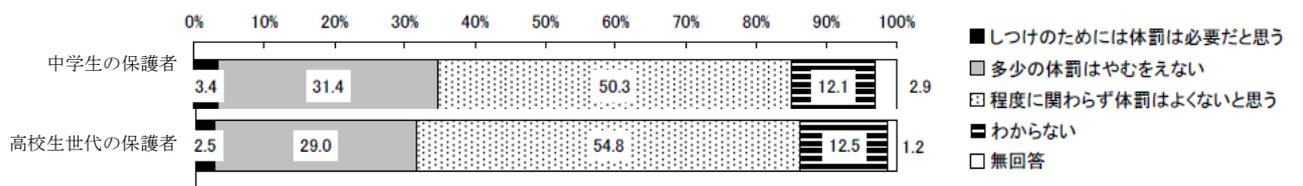
児童虐待相談対応件数の推移



こども総合相談センター（児童相談所）の虐待内容別受付状況（平成30年度）



体罰についての考え方



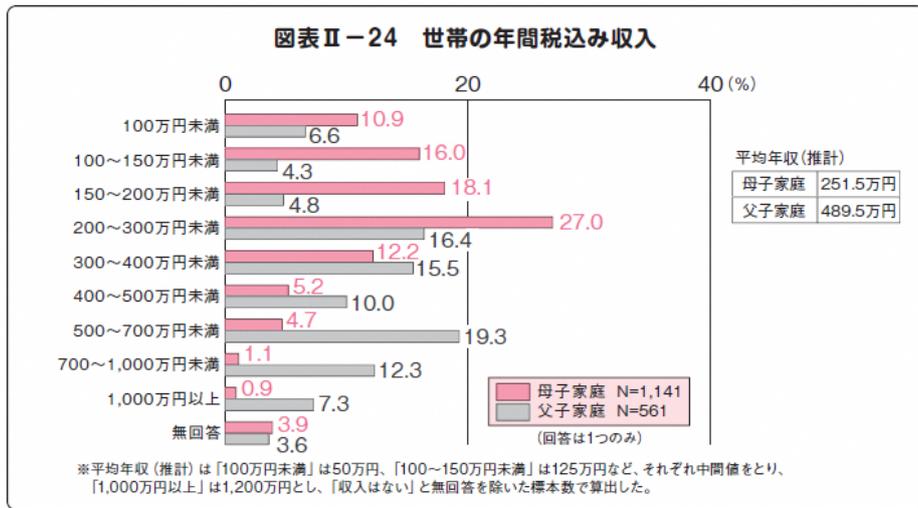
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

ひとり親家庭の世帯数の推移

	1996 (H8) 年度	2001 (H13) 年度	2006 (H18) 年度	2011 (H23) 年度	2016 (H28) 年度
母子家庭(世帯数)	14,910	17,212	18,760	19,970	20,377
父子家庭(世帯数)	2,530	2,905	2,572	2,777	2,304

出典：福岡市ひとり親家庭実態調査

ひとり親家庭の収入の状況



出典：平成 28 年度 福岡市ひとり親家庭実態調査

ひとり親になった理由

	離婚	未婚	病死	その他死別	行方不明	交通事故死	遺棄	その他	無回答
母子家庭	80.5%	10.1%	4.3%	0.9%	0.3%	0.2%	0.1%	2.1%	1.7%
父子家庭	70.9%	-	20.3%	2.1%	0.2%	0.4%	0.2%	3.4%	2.5%

出典：平成 28 年度 福岡市ひとり親家庭実態調査

ひとり親家庭における子どもと保護者の状況

項目	全世帯	ひとり親家庭
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えた乳幼児の保護者	11.4%	19.6%
パートからフルタイムへの転職希望が「ある」と答えた小学生の保護者	47.9%	72.2%
悩んでいることは「子どもとの時間を十分にとれないこと」と答えた乳幼児の保護者	18.7%	30.6%
平日に子どもと一緒に過ごしている時間が「不足している」と答えた小学生の保護者	40.1%	60.4%
放課後に子どもだけで留守番することが「2時間以上」とあると答えた小学生の保護者	18.3%	36.4%
子どもの自宅学習が「回数回」「めったにない」「まったくない」と答えた中学生の保護者	17.7%	32.1%

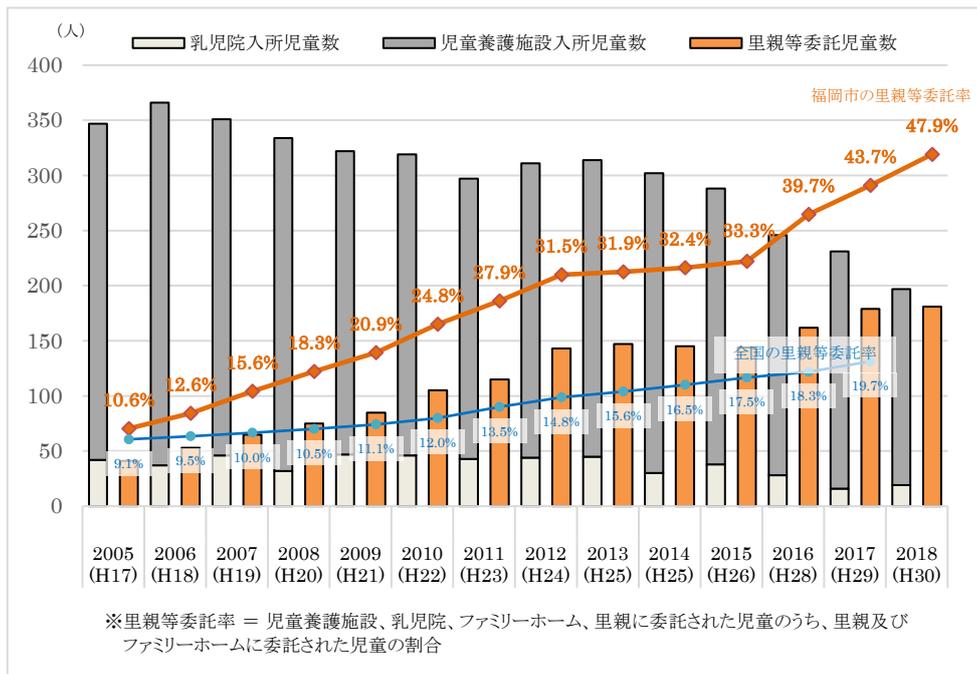
出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

保護者の収入と子どもの生活状況等

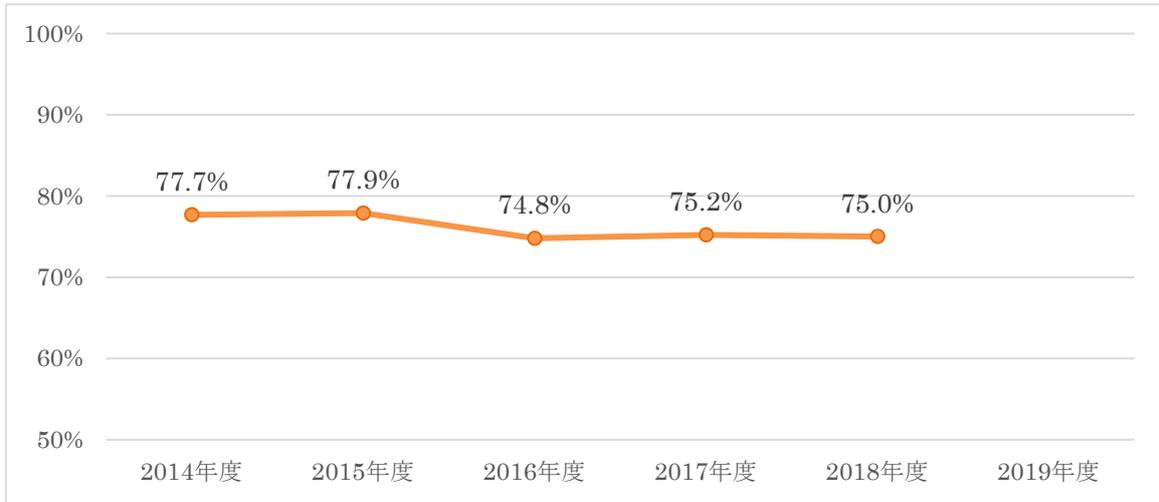
項目	全世帯	年収 300 万円未満の世帯
子どもの自宅学習が「月数回」「めったにない」「まったくない」と答えた中学生の保護者	17.7%	32.0%
放課後に子どもだけで留守番することが「2時間以上」と答えた小学生の保護者	18.3%	26.4%
子ども食堂などの地域の居場所活動を「今後利用したい」と答えた小学生の保護者	26.1%	33.9%
子育てををする上で気軽に相談できる人・場所が「いない(ない)」と答えた乳幼児の保護者	5.6%	7.9%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えた乳幼児の保護者	11.4%	14.7%

出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

里親等委託児童数・施設入所児童数・里親等委託率の推移



子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合



出典：福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査

いじめの認知件数の推移

